

林業・木材産業省エネ機器等導入緊急支援事業費補助金交付要綱

制定 令和4年6月30日付け林第384号
一部改正 令和4年12月19日付け林第929号
一部改正 令和5年7月6日付け林第239号

(趣旨)

第1条 県が交付する林業・木材産業省エネ機器等導入緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業種目、補助率等)

第2条 事業種目、補助対象経費、事業実施主体及び補助率等は、別表1に定めるところによるものとする。

2 算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 事業実施主体が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、様式第1号により申請書を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

(変更交付申請)

第4条 事業実施主体が、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、様式第2号により変更交付申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。なお、重要な変更以外の軽微な変更についてはこの限りではない。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の事業種目の補助金を増額する場合又は30パーセントを超えて減額する場合

2 事業実施主体が、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、様式第3号による報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第5条 事業実施主体が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第4号によるものとし、提出の時期は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

2 事業実施主体は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第5号)により、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(財産処分の制限等)

第6条 事業実施主体は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第13条1項第4号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得財産等のうち1件当たりの取得価格50万円以上の機械及び器具とする。

3 知事は、業績が悪化していない状況において事業実施主体が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(帳簿等の保存)

第7条 事業を実施するにあたっては、当該事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助事業終了の年度から起算して5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(以下「処分制限期間」という。)を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第6号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

本交付要綱に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金交付に係る条件)

第8条 補助金の交付にあたっては第3条から第7条までの規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助金交付の対象となる事業の内容、及び経費の配分、並びに配分された経費の額に対する補助金の額は、申請書に記載されたとおりとする。

- (2) 事業実施主体は、補助金に係る法令、補助金等交付規則、交付要綱その他関連通知に従わなければならない。
- (3) 事業実施主体は、取得財産等のうち1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、処分制限期間においては、知事の承認を受けることなく、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
- (4) 前号の規定にかかわらず、事業を行うに当たって、取得財産等を担保に供し、自己資金の全部又は一部を林業・木材産業改善資金から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要事項）が第3条の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、県の交付決定通知をもって、次の条件により知事の承認を受けたものとする。
 - 1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - 2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- (5) 第3号の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県に納付することを条件とすることがある。

（書類の提出）

第9条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、事業実施主体を所管する隠岐支庁又は各農林水産振興センター、各農林水産振興センター地域事務所を経由して提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年6月30日から施行する。

この要綱は、令和4年12月19日から施行する。

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

別表 1

事業種目	事業内容及び対象経費	事業実施主体	補助率	対象機械
原木生産・再造林	経営コストの削減等に寄与する省エネ機器等の導入経費	林業事業体 公益社団法人島根県林業公社	1/2 以内 (上限 15,000 千円 ただし、チップパーは上 限 30,000 千円)	高性能林業機械、林業用トラ ック、油圧式集材機、レーザ データ活用路網設計ソフト、 架線自動荷外し装置 等
苗木生産		苗木生産者		トラクター、自走式動噴、培 土充填機、抜取機、コンテナ 台 等
木材流通加工施設		木材流通加工業者		木材乾燥施設、チップパー、木 材製品強度計測機器、含水率 計、製品検収用タブレット、 製品在庫管理ソフト 等

注)

- ・ 林業事業体とは、島根林業魅力向上プログラム登録事業体とする。
- ・ 苗木生産者とは、県内で苗木生産を行う個人又は法人とする。
- ・ 木材流通加工施設とは、県内の製材工場、合板工場、チップ工場、木材市場とする。